令和６年度事業報告

東京タクシーセンターのタクシー登録乗務員数が令和７年２月末現在で５３，５００件を超え、コロナ禍前の登録運転者数にあと少しとなりました。これは、タクシーセンターで実施していたタクシー乗務員になろうとする者に対する地理試験を廃止したことが影響していると思われます。ただ、乗務員数が増え、稼働率も増えて総営業収入も増加しましたが、実働日車当たりの営業収入は伸びが鈍くなってきたようです。

日本版ライドシェアは令和６年４月に運行を開始し、雨天時や猛暑時の対応等ライドシェアの拡大が図られ、これまでの実績は特別区・武三地区の運行事業者数１３６社、登録ドライバー数３，２９７人、時間枠ごとの累計稼働車両数６０，６５１両、累計実車運行回数３５２，１３９回、北多摩地区は９社、２１人、２６７両、１，０９２回、南多摩地区は６社、３０人、１１８両、６２５回とのことです。（令和７年３月２日時点）東京ハイヤー・タクシー協会では、交通空白解消のため普及拡大を進めており、これからも日本版ライドシェアは増え続けることになるでしょう。バス会社や鉄道会社によるライドシェア参入についても動きがあり、タクシー事業の許可を得るかタクシー事業者とのパートナーシップを組む方法で、今年の春又は夏に試行する計画があるとのことです。

また、国土交通省では、「交通空白の解消」、「供給増強の促進」という方向性を打ち出しており、準特定地域における未稼働車両のうち一定割合の車両について期限付きで事業者に配分し、活用できることとする「準特定地域におけるタクシー未稼働枠の暫定活用について」が令和７年１月２８日付けで公示され、特別区・武三地区では、７４３両が増車可能枠となり、令和５年度の平均実働率を上回っている事業者で一定の要件に合致する者に１年間の期限付きで配分され、期限内に準特定地域の指定が解除されるとそのまま増車となるとのことです。この増車枠７４３両に対しそれを上回る１，０４４両の申請があり、運輸局で審査の上配分が決まり３月２８日に認可されました。

タクシー業界全体で反対しているタクシー事業者以外が自由に参入できるライドシェア新法制定の動きもいまだに沈静化しておらず、４月１１日に日本維新の会がタクシー事業許可を不要とする「ライドシェア新法」法案を衆議院に提出しました。今後もその

動向に注視していかなければならないと思います。

南多摩地区では、特定地域の指定要件がそろい指定候補となったため、特定地域指定への意向調査が実施され、不同意が法人事業者、個人タクシー事業者ともに過半数を占めたことから、特定地域への指定は免れました。

令和７年３月２４日より、マイナンバーカードと運転免許証の一体化（マイナ免許証）が開始され、これにより運転免許の保有形態が、①運転免許証のみ、②マイナ免許証のみ、③両方の３つになりました。なお、一体化することは任意です。自動車の運転には、運転免許証又はマイナ免許証のいずれかの携帯・提示が必要となります。マイナ免許証の外観はマイナンバーカードそのものであり、券面には運転免許証の有効期間等の表記がありませんので、マイナ免許証の有効期限切れ（失効）及び、これに伴う無免許運転にはくれぐれもご注意ください。

協会加入の個人タクシー事業者数は、令和４年６月末には１万人を割り込み、令和７年４月末現在は、特別区・武三地区８，２６４名、多摩地区３４８名合計８，６１２名です。減少の幅は、前年比マイナス２９３名と以前の５～６００名減少していたときより緩やかな減少となりましたが、減少し続けていることに変わりがなく、このままでは組織を維持することがいずれ困難な状況となることは明らかであります。

今年度の特例参入枠は、特別区・武三地区４３３個、北多摩地区５個、南多摩地区４個でしたが、新規許可件数は特別区・武三地区は協会関係１３３件、提携個人１２件、無所属３件、合計１４８件、南多摩地区は協会関係の２件でした。繰越分を含めた令和７年度の特例参入枠は特別区・武三地区５１３個、北多摩地区７個、南多摩地区３個となりました。個人タクシーの地理試験が廃止となり、資格要件等のハードルが低くなった影響もあり前年度より許可件数が増えておりますが、示された特例参入枠を有効に活用し、なおかつ、譲渡譲受の申請件数も増加させなければ、せっかくの特例新規枠も意味がないものになってしまいます。一般廃業をお考えの事業者には譲渡への見直し、また、事業者皆様の後輩、知人の法人タクシー運転者に個人タクシーの魅力や地理試験が廃止となったことを伝えて新規・譲渡譲受申請希望者を募って行くことが大事です。

また、譲渡譲受申請も、定年制がない譲渡人は譲受人が６０歳以下であれば８０歳未満での譲渡が可能になり、この制度を活用した申請は５６件、認可４４件（令和７年４月末現在）であり、今後も増えていくと考えています。こちらを活用した申請も選択肢の一つとしてお考えいただければと思っています。

関東支部で行われた行政との意見交換会には、当協会として「事業許可の特例延長」、「羽田空港定額運賃の廃止を含めた見直しについて」、「Ｕターン・Ｉターンした先で定年になる場合の手続きについて」を要望しました。「事業許可の特例延長」は、単に７５歳定年制を延長するのではなく、健康で運転業務に支障がないこと、かつ、無事故無違反の者については１年ごとに事業許可を特例的に延長できるよう要望するものです。「羽田空港定額運賃の廃止を含めた見直しについて」は、羽田空港定額運賃における割引率の負担が大きいこと、メーターによる収受トラブルなどが発生していることから、廃止を含めた制度見直しを求めるものです。「Ｕターン・Ｉターンした先で定年となる場合の手続きについて」は、制度上、７５歳未満で地方に事業計画変更で移った方も７５歳で定年を迎え廃業し、改めて新規許可申請を行うこととなっているため、継続して事業が遂行できるよう手続きの簡素化等を求めるものです。回答については、行政も即答・解決できる事案ではありませんが、このように行政に対して意見・要望を出していくことを当協会として行ってまいります。なお、要望した「Ｕターン・Ｉターンした先で定年となる場合の手続きについて」は、再度の新規許可申請は不要であり、期限更新の具体的な手続きについては今後示していくとの回答を得ています。また、「羽田空港定額運賃の廃止を含めた見直しについて」は、個人タクシー業界だけの要望で制度を変えることは難しいので、法人タクシー業界と相談した上でタクシー業界として統一した要望となれば話が進むのではとの回答を受け、今後は法人タクシー業界との話し合いを進めて行きます。

協会の活動状況については、「令和６年度の各事業の主な取り組み状況」に記載されておりますので、そちらを確認して頂きたいですが、特に街頭指導については、銀座・新橋地区での不適正営業が目立ってきており、街頭指導会議においても度々個人タクシーによる不適正営業等が議題に上り、行政等から対応を求められております。協会としても不適正営業行為には厳しく対応して参りますので、皆様にはルールを守った適正営業をお願いします。

令和６年度の各事業の主な取り組み状況

Ⅰ．安全輸送を確保するために必要な事業

交通事故の削減につきましては、令和３年３月３０日に国土交通省において新たに「事業用自動車総合安全プラン２０２５～安全トライアングルの定着と新たな日常における安全確保～」が策定されました。

バス、タクシー、トラックの各業態における死者数、事故件数、飲酒運転ゼロ等の削減目標を設定するとともに、行政・事業者・利用者の安全トライアングルにより総力を挙げて事故の削減に取り組むとされ、個人タクシー業界としても、全個協、同関東支部、当協会、会員団体、所属団体、交通共済協組が一丸となって健康起因の事故撲滅、飲酒・ながら・あおり運転の撲滅、またタクシーの特徴的な事故として、交差点の出会い頭の事故や路上横臥轢過事故の防止などの施策に取り組みました。一人ひとりの事業者におきましても日々の安全運転を徹底し、交通安全に対する心掛けや意識を高めながらこれらの目標達成に取り組みました。

安全対策委員会では、「都内における一般道路の死亡事故発生地点状況（タクシー）について」「都内における高速道路の死亡事故発生地点状況について」「横断歩道での歩行者優先ルールの徹底について」「深夜等における路上横臥の轢過事故防止について」「アルコール検知器の保守等に関するポスター」「危険ドラッグ等の薬物使用の弊害等について」「運転中のスマートフォン・携帯電話等使用の危険性について」を作成し周知するとともに、重大事故情報の共有化、セーフティドライブ･コンテスト、交通事故撲滅啓蒙活動への参加等、輸送の安全性の向上に努めました。各団体におきましても危険予知訓練（ＫＹＴ）等を取り入れた小グループ講習等を実施しました。

また、健康起因による事故防止につきましても、本年度も協会報に標語「脳血管疾患を未然に防ぐため 脳ドックを受診しよう！」をイラスト付きで掲載しました。各団体においても、助成措置などを講じ、定期健康診断による日頃の健康管理、脳血管疾患を未然に予防するための脳ＭＲＩ健診や脳ドッグ、心臓疾患などのスクリーニング検査の受診を推進しました。

（１）交通事故発生件数

国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン２０２５」及び全個協の「個人タクシー事業における総合安全プラン２０２５」に基づき、関東支部において都県協会別の「令和６年人身事故件数削減目標」が設定され、当協会において会員別に所属事業者数の割合で目標件数を割り振り事故防止対策の一層の推進をお願いしました。

人身事故を削減するとともに死亡事故、飲酒運転につきましては、当然のこととして、毎年ゼロを目標に掲げ、東京都個人タクシー交通共済協同組合並びに日個連東京都交通共済協同組合の協力を得ながら交通事故防止に継続的に取り組んでおります。

なお、当協会として独自に集計しております両交通共済協組並びに全個人タクシー協議会からの事故報告件数は、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少した状況からタクシー稼働が回復してきた令和３年以降の総件数は前年を上回っておりましたが、令和６年につきましては前年比△８４件と大きく減少することができました。事業者数の減少も要因として考えられますが、事業者一人ひとりの安全運転の励行と各団体における事故防止対策の継続的な取り組みの結果と思われます。なお、ゼロを目指している死亡事故は、前年より１件増加し２件という結果になりました。

	３年	４年	５年	６年
総件数	1,037 件	1,219 件	1,241 件	1,157 件（前年比 △84 件）
（死亡事故）	1 件	2 件	1 件	2 件（前年比 +1 件）
（人身事故）	328 件	404 件	391 件	315 件（前年比 △76 件）
（物損事故）	708 件	813 件	849 件	840 件（前年比 △9 件）

（２）事故防止コンテスト

当協会が主催する事故防止コンテストは、交通共済協同組合等から提供を受けているデータに基づき、年間の人身事故発生率（人身事故件数／事業者数）の低い上位５団体に対し、その取り組みに感謝の意を表すため表彰基準を制定しております。

令和６年の集計における上位団体は下記の通りです。

	団体名	人身事故発生率
１位	日個連東京都営業協同組合　東友支部	0.629%
２位	日個連東京都営業協同組合　城東支部	0.633%
３位	日個連東京都営業協同組合　東部支部	0.98%
４位	日個連東京都営業協同組合　新足立協組	0.99%
５位	東京都個人タクシー協同組合　南多摩支部	1.00%

（３）セーフティドライブ･コンテストへの参加

毎年７月から１２月までの６ヶ月間、５人一組で無事故無違反の達成を目指す警視庁主催のセーフティドライブ・コンテストに参加しております。

令和６年度も、安全運転・事故防止の徹底を図るため１２１組６０５名の参加により無事故無違反の達成に努めました。

コンテストの表彰基準に基づき、無事故・無違反５年連続達成の１団体、無事故・無違反３年連続達成の１団体が表彰となりました。達成率の方は７３．６％と昨年より３．７ポイント上回ることができました。また、期間中の交通事故は昨年より１件増加し４件でした。交通違反の方は昨年より１０件減少し３４件でした。歩行者妨害等、速度違反が多い状況にあります。

	３年度	４年度	５年度	６年度
参加者	138 組	130 組	123 組	121 組
達成者	81 組	81 組	86 組	89 組
達成率	58.7%	62.3%	69.9%	73.6%

（４）ドライブレコーダー導入状況

ドライブレコーダーの装着は、事故発生時の客観的な映像として適切かつ迅速な事故処理・事故原因の究明のために大変重要なものとなっています。また、事故防止対策の資料映像として活用するのはもちろんのこと、装着することによる安全運

転の励行・事故防止の効果も認められることから、安全対策委員会では両交通共済協組と連携を取りつつ全車装着に向け普及促進を図りました。実際に事故等を起こした車両がドライブレコーダーは装着されているものの作動されていなかったということがないよう、正常に作動しているか日頃の確認の徹底をお願いします。

車内防犯カメラとの一体型への付け替えも進み、令和７年３月末ではドライブレコーダーの装着は７，４１８両で、装着率は８５．９％でした。

また、ドライブレコーダーや車内防犯カメラ等を装備することは、前出のとおり事故処理や原因の究明、その他各種犯罪の未然防止に大きく寄与しているだけでなく、記録された映像情報は、事故・事件等が発生した際の現場の状況など、まさしく都民の安全・安心に資する多くの参考情報であることから、警視庁と当協会においては「ドライブレコーダー等の映像情報の円滑な提供に関する協定書」により協定を締結しております。引き続き、スムーズな情報提供の対応とドライブレコーダー、車内防犯カメラの更なる装着の推進をお願いいたします。

	３年度末	４年度末	５年度末	６年度末
装着数	8,724 両	8,156 両	7,761 両	7,418 両
装着率	85.8%	86.3%	86.8%	85.9%

（５）法個事故防止合同活動

(一社)東京ハイヤー・タクシー協会との法個事故防止合同活動におきましては、法個が連携して春秋交通安全運動及び１２月繁忙期の統一街頭活動として、東京運輸支局並びに警視庁の協力のもと各乗り場においてシートベルト着用調査を実施するとともに、乗務員・事業者にはチラシやノベルティグッズを配布しながら交通事故防止指導を行いました。

（６）タクシードライバー交通安全教室参加（高齢事業者対象）

警視庁主催の６５歳以上の高齢運転者を対象としたタクシードライバー交通安全教室は、世田谷の警視庁交通安全教育センターにおいて開催されました。令和６年

度からは、少人数によるきめ細かい指導を通じて交通事故防止に資するため、毎月３名の少人数制の交通安全講習会として実施されました。

（７）個人タクシーの防犯対策

令和６年のタクシー強盗の認知件数は４１件で前年に比べ１３件増加し、うち個人タクシーは４件でありました。大半は乗客が飲酒しており単独で乗車料金を踏み倒し逃走するケースですが、中には運転者が追いかけ暴行を受けてしまうケースも発生しており、第一に身の安全の確保そして素早い１１０番通報等の日常の心構えが重要であります。また、被害車両のうち防犯仕切板を装着していない車両が５両(12.2%)ありました。

各団体におきましては、タクシー強盗をはじめ当たり屋、詐欺被害等への備えとして警視庁監修のもと東京タクシー防犯協力会において作成された防犯対策ＤＶＤ「タクシー乗務員が遭遇する犯罪への対処法」（令和５年９月改訂版）を研修会や講習会、会議等で活用されるなど、引き続き防犯体制の強化に取り組んでいただきますようお願いいたします。

１１月１１日には「防犯責任者等講習会」が開催され、個人タクシー業界からは、東個協、都営協、両交通共済、都個協の防犯協力会担当役員が出席し、講師である警視庁各課の担当官からはタクシーの防犯対策、暴力団情勢、薬物対策、当たり屋対策等についての講演があり防犯知識の普及と意識の高揚に努めました。

車内防犯カメラは、その装着を示すことで犯罪を未然に防ぐ効果も大きく、もしもの時の重要な証拠となる大変効果のある防犯装備の一つであります。装着台数は、６，８４８両に装備されており、ドライブレコーダーとの一体型の装着が進んでおります。引き続き、防犯仕切板とあわせ装着の推進が望まれます。

	３年	４年	５年	６年
タクシー強盗認知件数	30 件	32 件	28 件	41 件
うち防犯仕切板未装着数	9 件	5 件	3 件	5 件
%	30.0%	15.6%	10.7%	12.2%

（８）個人タクシー事業者における法令遵守の徹底について

令和６年度は、本来あり得ない無車検運行、救護義務違反、飲酒運転が発生しました。優秀適格者に与えられた個人タクシーの許可事業者には“あってはならない”ことは言うまでもなく個人タクシーの信頼を著しく失墜させるものであります。

各団体においては、令和６年度も毎月無車検運行・無免許運転防止のため、車検や運転免許証の更新の確認を行いました。無車検運行・無免許運転等はその確認作業が期限日が来る前に終了していないことにより発生します。ダブルチェック体制やなかなか確認が取れない時は早めに役員に相談するなど、引き続き期限日までに確実に確認作業を終了するようお願いします。

各団体におかれましては、関係法令の遵守及び輸送の安全の確保が責務であることを改めてご指導いただき、役職員の皆様のご協力のもと小グループ講習等を通じ事業者の方々の状況把握と日頃の連携を大切にし、絶対に不祥事を出さないという信念に基づき再発防止に取り組んでいただきますようお願いします。

Ⅱ．サービス向上・資質向上・輸送秩序の確立のために必要な事業

１．良質な輸送力の確保対策について

（１）個人タクシー事業者研修会（許可期限更新者対象）

許可事業者として、関係法令、通達、取扱い基準等の周知に加え、安全輸送や健康管理等にも重点をおき、一層の輸送サービスの向上を期することを目的に東京運輸支局長推薦の研修会として実施しました。

・令和６年 12 月１日更新者　２回開催　2,230 名
・令和７年　６月１日更新者　２回開催　1,310 名

（２）(一社)全国個人タクシー協会関東支部主催の各種講習会への参加

・個人タクシー試験講習会　　128 名受講
・個人タクシー事業講習会　　325 名受講

２．利用者へのサービス向上対策について

社会から厳しい評価を受けている個人タクシーが、再生をかけ導入したマスターズ制度の参加事業者は、４月１日現在では８，２６８人、その参加率は、９５．０％となっております。参加率だけでなく名実ともに真のマスターと呼ぶに相応しいより高いレベルへの資質向上が求められており、各団体におきましてもスキルアップ研修会を実施するなど個人タクシー全体のレベルアップに努めました。

乗降時にお客様に心のこもった一声をかけるワンフレーズ運動や初乗距離短縮運賃、運転免許証返納割引などを導入している中で、接客の基本の徹底、更には「おもてなしの心」を表せるようワンクラス上のお客様対応により個人タクシーの存在感が示せるようサービスの向上に取り組みました。

（１）「個人タクシー利用者感謝の日」ＰＲキャンペーン活動（１２月１日～２１日）

利用者の皆様には、日頃の感謝の気持ちを伝えるとともに、マスターズ制度を中心とするサービス向上のＰＲを、事業者には業界全体で取り組んでいるマスターズ制度を再認識し、個人タクシーが存続するために世論からの信頼回復を図るべく、自主努力が不可欠であるということを自覚し、更なるサービス向上を推進することを目的に、関東支部と共催で令和６年度も１２月に「個人タクシー利用者感謝キャンペーン」活動を展開しました。

マスターズ制度等のＰＲチラシを制度参加事業者が車内で利用者に配布し、二次元コードから必要事項を入力いただき、ご利用の領収書画像を添付しての WEB 上からの応募により、今回は２，６２１通のご応募をいただきました。

本年度も自然災害等の復興支援策の一環として、当選賞品には被災地の特産品などを盛り込み、1月３０日に抽選会を行い総計７１５名の利用者にお贈りしました。

また、当選者が利用した事業者にも副賞を贈り制度参加への意識高揚を図りました。

・　キャンペーンＰＲチラシ　109,450 枚　配布
・　応募総数　2,621 通
・　当選者　マスター賞　ＪＴＢ旅行券　15 組
　　ふたつ星賞　特産品　100 名
　　ひとつ星賞　協会特製クオカード　600 名

（２）第３１回個人タクシー利用者懇談会（１１月２０日）

公共交通機関として、日頃ご利用いただいている利用者からご意見･ご提案等を伺い、諸施策の参考とするため利用者懇談会を毎年１回開催しています。令和６年度につきましては、新たに推薦がありました１３名のアドバイザーにご出席いただきました。

アドバイザーの皆様からは「カーナビで検索しても目的地が見つからない場合がある。利用者は地理に不安があるからこそタクシーで連れて行ってもらいたいという思いもある。地理試験がなくなっても、今後も地理の知識は身につけていっていただきたい。」「夕方タクシーがつかまらず、走っている個人タクシーを見ると都心に向かう回送車両が多かった。朝とか夕方などの時間帯にはできるだけ乗りやすくしてほしい。」「社内でタクシーチケットを電子化してほしいという要望がかなりある。ＱＲコードなどを使って電子化の予定や計画はあるのか。」「企業様のイベント時におけるタクシー配車を行っており、個人タクシーについては非常に高い評価をいただいているが、今後新規企業に展開するにあたり、一方で個人タクシーについてマイナスのイメージを持っておられる層がいるというのも事実である。このイメージを払拭するための取り組みがあれば教えていただきたい。」「安全対策について、普段から啓発活動はされているのか。大きな事故があった場合などには注意喚起を含めた講習会などが行われているのか。」といったご意見・ご提言もいただきました。

（３）優良タクシー乗り場

利用者がタクシーを選別でき安心して利用できる環境整備対策として導入された優良タクシー乗り場は、現在都内で１３地区２７箇所（一部休止中）になっています。

銀座乗車禁止地区においては、一般タクシー乗り場はすべて優良タクシー乗り場

として運用されております。

なお、各優良タクシー乗り場及び羽田空港第１・第２ターミナル各乗り場は、「WELCOME ABOARD」ステッカーの貼付と「指差し外国語シート」の携行が入構条件の一つとなっておりますが、当協会におきましては、入構の有無にかかわらず全ての事業者が、外国人利用客の利便向上に資するため、常時「WELCOME ABOARD」ステッカーの貼付と「指差し外国語シート」を携行することとしております。

優良タクシー乗り場につきましては、引き続き入構資格のあるマスター（みつ星）事業者並びに東京タクシーセンター優良運転者表彰を受けた事業者の方々の積極的な入構へのご協力をお願いいたします。

また、東京タクシーセンターの優良運転者表彰につきましては、推薦基準の運転者としての継続勤務期間については法個通算して表彰区分ごとの年数を勤務していれば資格を満たすこととなっており、個人タクシー１年目の事業者でも一般表彰（５年表彰）を受けられますので、有資格者におかれましては、積極的に申請されますようお願いいたします。

（４）環境にやさしい低公害車「ＥＶ･ＨＶタクシー」の推進

環境にやさしいエコタクシーの普及を促進する観点から、丸の内にある新丸ビル前タクシー乗り場が低公害車専用の「ＥＶ･ＨＶタクシー乗り場」として運用されており、個人タクシー車両も積極的に入構し運営に協力しております。

４月現在の個人タクシーの電気自動車は特別区武三交通圏では２１両、ハイブリット自動車は６，７５９両、燃料電池自動車（FCEV）１両、北多摩交通圏においては、電気自動車が１両、ハイブリッド自動車が９６両、南多摩交通圏においては、ハイブリッド自動車が１８２両あります。

（５）携帯電話メール活用による情報提供並びに情報収集システム

東日本大震災の発生を契機に、災害時等における行政機関からの緊急要請や都内の道路、各駅のタクシー乗り場の状況等について、携帯電話メールを活用し、適時適切な情報を個人タクシー事業者に直接提供するとともに、迅速な情報収集も行えるシステムを整え運用しております。緊急時の帰宅困難者等の対応だけでなく、新

しい乗り場等の情報提供や日頃の事業者の動向等についてもメールを活用し実態を把握するなど、情報を共有化してより一層の利用者利便の向上に努めております。

（６）個人タクシー環境美化運動

タクシー乗り場やその周辺、団体事務所近隣等での清掃活動は、従来から個人･グループ･団体単位等で地域に根差した取り組みが行われております。

当協会におきましても、東個協･都営協合同による社会貢献策の一環として、都内各駅のタクシー乗り場での清掃活動を実施しており、令和６年度におきましても毎月有志の皆様６名を基本にご出動いただきました。有志の皆様には心より感謝申し上げます。

お客様に気持ち良くご利用いただける乗り場として環境美化運動を都内各地で実施してまいります。

（７）東京観光タクシードライバー認定制度

東京都内のタクシー事業者と東京の観光に係わる者が連携し、東京の観光振興とタクシー事業の活性化を図ることを目的に、「観光知識」と「おもてなしの心」を備えたドライバーを育成する東京観光タクシードライバー認定制度は平成２４年度よりスタートしており、現在認定を受けている個人タクシー事業者は１５４名になりました。

各団体においてもさまざまな観光メニューを設定するとともに、認定ドライバーがさらに増えるよう取り組んでおります。

３．街頭営業の適正化と基本対応励行の推進について

令和６年度の東京都内の個人タクシー事業者に対する行政処分の状況（無所属除く）を見ますと４事業者に対して行われました。そのうち２事業者が無車検運行他により車両停止６０日車と車両停止１０日車、２事業者が業務記録の記載事項の不備により文書警告の処分を受けております。

銀座・新橋地区をはじめとする都内各地での不適正営業、空車タクシー待機列による交通阻害も未だに発生しております。銀座乗禁地区内（規制中）における乗り

場以外での待機行為（乗り場無視）、乗禁地区営業、待機禁止無視、進入禁止無視、客選び行為及び優良タクシー乗り場への不正入構など、多くの事業者が個人タクシーの評価をあげるべく日々努力をされている中で、このような行為は許せることではありません。適正営業を徹底されますようお願いいたします。

東京タクシーセンターの指導協力員制度は、法人各社の管理者や個人各団体の指導担当者を対象にした指導協力員が選任され、個人タクシー業界からは当協会の街頭営業適正化特別委員会委員８名と同推進指導員２０名、また東個協・都営協からも各指導担当者が指導協力員として委嘱されております。法個を合わせこの指導協力員が問題地区の適正化に向け街頭指導を実施し是正指導にあたりました。

当協会におきましても、これらの是正指導の他、推進指導員が計画された日程（非公開）に基づき出動し、ビデオ撮影等による不適正営業事業者の特定にも力点を置き、銀座・新橋地区等において不適正営業を繰り返す一部の悪質な事業者に対しては厳しく対応し、緩めることなく正常化に努めております。

街頭指導につきましては、不適正営業が増加傾向にあることから前年度に出動回数を増強しましたが、改善が見られない状況もあり令和６年度も出動回数を減らすことなく実施しました。令和６年度の街頭指導は出動回数５２回、指導員延べ１５９名での出動となりました。

（１）街頭営業適正化特別委員会委員及び推進指導員による街頭指導

・問題地区等への出動(銀座･新橋地区)　41 回（ 126 名出動）

・東京タクシーセンター指導協力員としての出動　11 回（　33 名出動）

その他、銀座地区の渋滞対策会議、各警察署・関係機関の渋滞･事故防止対策会議等への出席

（２）不適正営業対処事案の状況

東京タクシーセンターや協会推進指導員等からの不適正営業等指導通報の対象事案に基づき、令和６年に警告事案、処分事案として対処した事案は、前年の９０件から７件(7.8%)増加し９７件でした。タクシー稼働も本格的に回復している中で、不適正営業が目立ってきており、ビデオ撮影による摘発に重点を置いて

警告事案・処分事案として処理しました。

（３）(公財)東京タクシーセンターの団体指導責任者講習会及び指導協力員報告会

個人タクシー業界から当協会の街頭営業適正化特別委員会委員と同推進指導員、また東個協・都営協からも各指導担当者が東京タクシーセンターの指導協力員として委嘱されております。

９月１３日、９月２０日の２回に分け東京タクシーセンターにより、個人タクシー事業者団体の指導責任者を対象とする講習会及び指導協力員報告会が開催されました。各問題地区での指導状況の報告や今後の対応等についての説明があり、その後活発な意見交換が行われました。

また、報告会の中では、東京タクシーセンターより日頃の街頭指導等への協力に対する感謝状が指導協力員に渡されました。

４．行政方針、通達等の周知及び協会の機関誌等の刊行と広報活動について

（１）関係法令、通達等の周知

関係法令の一部改正や通達等については、隔月開催の理事会で報告及び説明し、会員団体へも随時通知いたしました。

（２）協会報の発行

隔月発行しております協会報は、理事会をはじめ業界の最新情報や現状をお知らせする他、地理モニター調査員からの「地理モニター報告」なども掲載し紙面の充実を図り、事業者一人ひとりに配付しました。

（３）協会ホームページの充実

協会ホームページは、お客様への情報、組織内向けの情報、個人タクシー開業希望者への情報､データライブラリー等を掲載しております｡組織内向けの情報では、関係通達や協会規定類の改定、申請･届出様式等、常に最新の内容に更新し更なる利便向上に努めました。

また、お客様へは「個人タクシー利用者感謝の日キャンペーン」の応募方法や当選者情報の他、サービス改善への取り組み、運賃制度のご案内、マスターズ制度等についてもわかりやすく掲載し、より多くのお客様に個人タクシーをご利用いただけるようＰＲにも努めました。

５．事業者のために行う経営改善の指導及び事業用資材対策について

（１）経営白書の刊行

令和６年度版経営白書　　～はじめに～　より一部抜粋。

タクシー業界においてはライドシェア開始、2024 年問題など、課題山積の年となりそうです。ライドシェアに関しては十分な議論の積み重ねもないまま業界の反対を押し切るかたちで４月８日に東京都でタクシー会社の管理による「日本型ライドシェア」がスタートし、その後神奈川県、愛知県、京都府など、全国各地で順次スタートしている状況です。ライドシェア推進派の国会議員は令和７年秋の国会に「プラットフォーマによるアメリカ型ライドシェア」解禁法案を提出してくるとされていますが、これに対しては法人タクシー業界、個人タクシー業界で結束して反対の声をあげていかなければなりません。2024 年問題では残業時間の制限など総労働時間の制限により人員不足などによる経費高騰など物流に大きな支障が予想され、「ライドシェア全面解禁」にも影響してきそうです。

個人タクシー業界では地理試験の廃止、「Ｕターン・Ｉターン制度」の創設や定年制がない譲渡人は譲受人が 60 歳以下であれば 80 歳未満まで譲渡が可能になりました。これらを活用して事業者の減少を少しでも抑えていかなければならないところです。昨年 10 月から開始された「インボイス制度」も今年度は１年分の納税となりますので、しっかりと準備していかなければなりません。

事業者の皆様には益々多様化するキャッシュレス決済に対応できるよう、機器や知識の充足をお願いいたします。

令和６年度版個人タクシー経営白書は、サブタイトルを“利用者ニーズに応えるべく意識の向上”として１０月に刊行しました。

６．一般乗用旅客自動車運送事業に関する調査研究並びに統計事務の整備作成について

（１）輸送実績調査及び集計

輸送実績、事業報告については、各団体が支局に提出したものと同様のものを提出いただき、当協会事務局において全事業者の輸送実績データから、より多くの標準的事業者の輸送実績の集計作業を行い、諸施策に活用いたしました。

（２）(一社)全国個人タクシー協会の各種調査への協力

(一社)全個協が行うタクシー運賃現況調査、輸送実績関係調査、車両設備に係る調査等に協力しました。

Ⅲ．事業者の相互扶助を図るための共済事業について

死亡共済事業につきましては、令和６年度は申請のあった６６名のご遺族に死亡共済金を給付いたしました。

令和６年度の死亡事業者数を見ますと、前年度から４名増加し６３名でした。死亡者の平均年齢は７０．２歳で、死亡原因としては、循環器系、消化器系、呼吸器系等の生活習慣病に起因するものが多く見られました。その内癌による死亡者は１８名(28.6%)で前年同数であり、その割合は１．９ポイント減少しました。引き続き、健康診断による早期発見・早期治療と再診･再検査の徹底をお願いします。

・死亡者数

５年度	６年度
59 名　平均年齢 68.7 歳	63 名　平均年齢 70.2 歳 （前年+4 名）
うち癌による死亡者 18 名(30.5%)	うち癌による死亡者 18 名(28.6%)

Ⅳ．事業者のために行う関係官庁等への事務代行事業

（１） 譲渡譲受認可申請及び事前試験申込件数

・譲渡譲受認可申請件数（令和６年５月～令和７年４月）

申請前合格　254 件

申請後試験　35 件

・事前試験申込件数（令和６年５月･8 月･12 月･令和７年４月）

465 件

令和６年度の新規許可の申請件数は前年度より１０６件増加し１４８件でした。

新規許可申請、譲渡譲受認可申請及び事前試験申込の件数は増加傾向にはありますが、依然として個人タクシー事業者数の減少が続いていることには変わりなく、減少に少しでもブレーキが掛けられるよう、新型コロナ禍及び高齢化対策として設けられた許可の特例的な新規許可枠をしっかりと活用し、かつ譲渡譲受申請も今まで以上に推進していくことが大切であり、法人タクシー乗務員へ個人タクシーの魅力を発信し、一人でも多く個人タクシー希望者を確保いただけるよう各団体に引き続きご協力をお願いします。

法人タクシー事業者が撤退してしまったような地域において、都市部で十分な経験を積んだ個人タクシー事業者が地域での運送を担うことができるUターン・I ターン制度は、令和６年７月に東京の事業者が第１号認可者として千葉県への事業計画変更による異動が認められたのに続き、令和７年３月には第２号認可者として神奈川の事業者が北海道への事業計画変更による異動が認められました。

申請事業者並びに所属団体では手続等にご苦労されましたが、少しずつUターン・I ターン制度が活用され始めております。

令和元年８月１日から譲渡譲受の円滑化が導入されており、全国個人タクシー協会、同関東支部、当協会においては、旅客の運送を行わない条件の下に、許可期限が譲渡譲受認可の日までに延長された場合については、譲渡人は運送収入が途絶えるにもかかわらず事業用車両並びに車庫等は引き続き確保しておかなくてはならないなどの状況から、譲渡人の負担を少しでも軽減し、譲渡譲受をさらに推進することを目的に協会会費の免除を引き続き行いました。

また、事前試験合格者の申請処分状況、死亡後譲渡譲受申請処分状況、許可条件変更申請状況につきましては、理事会で報告するなど情報提供にも努めました。

（２）期限更新申請件数

令和６年 12 月１日更新者	2,108 件
令和７年 ６月１日更新者	1,223 件

（３）表彰関係

令和６年自動車関係功労者表彰	2	名
令和６年関東運輸局長表彰	11	名
令和６年東京運輸支局長表彰	18	名
(公財)東京タクシーセンター優良事業者団体表彰	55	団体
(公財)東京タクシーセンター優良運転者表彰	344	名
令和６年交通栄誉章「緑十字銅章」	11	名
(一社)東京都個人タクシー協会長表彰	40	名

以上、令和６年度の事業活動の概況について申し述べましたが、それぞれの事業の実施に当たりましては、各団体役員並びに事務局各位に多大なご協力をいただき誠にありがとうございました。皆様方のご尽力によりまして、円滑な業務運営をすることができ、かつ、一定の成果を収めることができました。改めて心から感謝を申し上げます。

また、関係行政庁及び関係機関の懇切なご指導、ご鞭撻に対しましても厚く感謝を申し上げます。新年度におきましても、引き続きご支援をよろしくお願い申し上げます。

令和６年度の活動状況

Ⅰ．総会・理事会　等

(1) 第１１回定時総会
７月１日　ﾎﾃﾙﾒﾄﾛﾎﾟﾘﾀﾝｴﾄﾞﾓﾝﾄ　「議決権行使者５４名 出席」

(2) 正副会議
５月14日　「櫻井会長、冨本・水野・丸山・橋本・三嶋各副会長、大森専務」
６月４日　「櫻井会長、冨本・水野・丸山・橋本・三嶋各副会長、大森専務」
６月25日　「櫻井会長、冨本・水野・橋本・三嶋各副会長、大森専務、他１名」
７月１日　「櫻井会長、冨本・水野・橋本・三嶋各副会長、大森専務、他２名」
８月２日　「櫻井会長、冨本・水野・三嶋・橋本・郷間各副会長、大森専務」
９月５日　「櫻井会長、冨本・水野・三嶋・橋本・郷間各副会長、大森専務」
10月２日　「櫻井会長、冨本・水野・三嶋・橋本・郷間各副会長、大森専務」
11月８日　「櫻井会長、冨本・水野・三嶋・橋本・郷間各副会長、大森専務」
12月３日　「櫻井会長、冨本・水野・三嶋・橋本・郷間各副会長、大森専務」
１月９日　「櫻井会長、冨本・水野・三嶋・橋本・郷間各副会長、大森専務」
２月４日　「櫻井会長、水野・三嶋・橋本・郷間各副会長、大森専務」
３月６日　「櫻井会長、冨本・水野・三嶋・橋本・郷間各副会長、大森専務」
４月２日　「櫻井会長、冨本・水野・三嶋・橋本・郷間各副会長、大森専務」

(3) 理事会
第91回　５月24日　日個連会館　「理事２２名中２０名出席」
第92回　７月１日　ﾎﾃﾙﾒﾄﾛﾎﾟﾘﾀﾝｴﾄﾞﾓﾝﾄ　「理事２３名中２３名出席」
第93回　９月19日　日個連会館　「理事２３名中２３名出席」
第94回　11月19日　日個連会館　「理事２３名中２２名出席」
第95回　１月23日　日個連会館　「理事２３名中２１名出席」
第96回　３月17日　日個連会館　「理事２３名中２０名出席」

(4) 監査
５月15日　令和５年度期末監査　「上原・小池両監事、櫻井会長、大森専務」
11月11日　令和６年度上期監査　「池田・小池両監事、櫻井会長、大森専務」

(5) 総務委員会
第11回　８月20日「櫻井会長、石田・弘兼・堀越・鈴木・松田・山川各委員、三嶋担当副会長、大森専務」

(6) 財務委員会
第20回　５月15日「千田委員長、加藤副委員長、吉野・田中・平本・松田各委員、三嶋担当副会長、大森専務」
第21回　11月12日「櫻井会長、大野・和田・倉金・宮﨑・星野・平本各委員、水野担当副会長、大森専務」

Ⅱ．安全輸送を確保するために必要な事業

(1) 安全対策委員会
第11回　８月26日「櫻井会長、入江・関・長岡・斎藤・石川・野口各委員、橋本担当副会長、大森専務」

(2) 法個事故防止対策関係
９月24日　法個シートベルト着用調査・ＰＲ活動
入江安対委員長、石川委員、管理部部長
12月13日　法個シートベルト着用調査・ＰＲ活動
関安対委員、業務部次長
３月25日　法個シートベルト着用調査・ＰＲ活動
入江安対委員長、管理部部長、業務部次長

(3) ２月28日　交通事故防止講習会　高輪警察署　業務部次長

(4) 東京タクシー防犯協力会
６月12日　監査　東ﾀｸ協　橋本副会長
７月22日　総会　ｱﾙｶﾃﾞｨｱ市ヶ谷　櫻井会長、三嶋・橋本・郷間各副会長、業務部次長
11月11日　防犯責任者等講習会　ｱﾙｶﾃﾞｨｱ市ヶ谷　三嶋・郷間両副会長

(5) セーフティドライブ・コンテストへ１２１組６０５名で参加

Ⅲ．サービス向上・資質向上・輸送秩序の確立のために必要な事業

１．良質な輸送力の確保対策

(1) 個人タクシー事業者研修会
・令和６年12月１日更新対象者　なかのZEROﾎｰﾙ
１回　５月21日　1107名　支局：髙橋専門官、小笠原専門官
鶯谷健診ｾﾝﾀｰ：本井保健師
千田・郷間・和田・馬場・冨田・福眞各理事
２回　５月31日　1123名　支局：髙橋専門官、小笠原専門官
鶯谷健診ｾﾝﾀｰ：本井保健師
水野・丸山両副会長、中田・入江・星野・弘兼各理事

・令和７年６月１日更新対象者　なかのZEROﾎｰﾙ
１回　10月30日　646名　支局：髙橋専門官、小笠原専門官
鶯谷健診ｾﾝﾀｰ：菅原保健師・出口保健師
三嶋副会長、若山・鈴木・福原・綾部・馬場各理事

２回　11月26日　664名　支局：髙橋専門官、小笠原専門官
鶯谷健診ｾﾝﾀｰ：菅原保健師・出口保健師
橋本副会長、伊藤・和田・福眞・石田各理事

(2) 東京運輸支局許可期限更新特別研修
10月８日　対象事業者　322名　西新井文化ﾎｰﾙ　若山・鈴木両各理事、大森専務
４月22日　対象事業者　457名　西新井文化ﾎｰﾙ　郷間副会長、綾部理事、大森専務

２．利用者へのサービス向上対策

(1) 個人タクシー利用者感謝の日　キャンペーン活動　12月1日～21日
マスターズ制度参加者による個人タクシーＰＲチラシを車内配布
チラシに掲載したＱＲコード、ＵＲＬからＷＥＢによる応募
協会ホームページにおいてもキャンペーンＰＲ
当選賞品：旅行券や特産品（東日本大震災をはじめとする自然災害等の復興支援策の一環として被災地域を中心に選定）、クオカード
※当選者が利用した個人タクシー事業者にも副賞

(2) 第31回個人タクシー利用者懇談会　11月20日　日個連会館　出席ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ：13名
櫻井会長、冨本・水野・三嶋・橋本・郷間各副会長、大森専務、石田総務委員長、弘兼総務副委員長、堀越・鈴木・松田・山川各委員

３．街頭営業の適正化と基本対応励行の推進

(1) 街頭営業適正化特別委員会
第20回　７月９日「櫻井会長、水野・浅生・三浦・藤原・郷間・弘兼・石川・黒木各委員、大森専務」
第21回　12月20日「水野委員長、郷間副委員長、浅生・三浦・藤原・弘兼・石川・黒木各委員、大森専務」

(2) 街頭営業適正化特別委員・推進指導員合同会議　日個連会館
７月29日「櫻井会長、水野委員長、郷間副委員長、浅生・弘兼・三浦・藤原・石川・黒木各委員、大森専務、推進指導員18名」

(3) (公財)東京タクシーセンター指導協力員研修会　日個連会館
７月29日　推進指導員41名

(4) ９月13日　東京タクシーセンター主催「個人タクシー事業者団体の指導責任者を対象とする講習会及び東京タクシーセンター指導協力員報告会」　日個連会館　出席者40名
９月20日　東京タクシーセンター主催「個人タクシー事業者団体の指導責任者を対象とする講習会及び東京タクシーセンター指導協力員報告会」　日個連会館　出席者38名

(5) 街頭指導関係
５月７日　銀座・新橋街頭指導　鹿野委員、第2指導班2名
５月13日　銀座地区街頭指導　加藤委員、第1指導班2名
５月16日　銀座・新橋街頭指導　水野委員長、第4指導班2名
５月22日　銀座・新橋街頭指導　伊藤委員、第5指導班2名
５月28日　銀座・新橋街頭指導　黒木委員、第3指導班2名
５月30日　銀座・新橋地区における不適正営業車両指導　水野・橋本・三嶋各副会長、大森専務

６月６日　銀座・新橋街頭指導　和田委員、第10指導班2名
６月10日　銀座地区街頭指導　伊藤委員、第6指導班2名
６月11日　銀座・新橋街頭指導　黒木委員、第9指導班2名
６月19日　銀座・新橋街頭指導　加藤委員、第7指導班2名
６月26日　銀座・新橋街頭指導　浅生委員、第1指導班2名
７月11日　銀座・新橋街頭指導　水野委員長、郷間副委員長、浅生・三浦・藤原・弘兼・石川・黒木各委員
７月22日　銀座・新橋街頭指導　郷間副委員長、弘兼・石川・黒木各委員
８月22日　銀座・新橋街頭指導　三浦委員、第3指導班2名
８月26日　銀座地区街頭指導　弘兼委員、第2指導班2名
９月４日　銀座・新橋街頭指導　黒木委員、第5指導班2名
９月10日　銀座・新橋街頭指導　浅生委員、第7指導班2名
９月17日　銀座・新橋街頭指導　郷間副委員長、第4指導班2名
９月18日　銀座地区街頭指導　三浦委員、第8指導班2名
９月19日　銀座・新橋地区 東京タクシーセンター・東京運輸支局合同特別街頭指導　水野・三嶋・郷間各副会長、大森専務
９月26日　銀座・新橋街頭指導　石川委員、黒木委員、第6指導班1名
10月３日　銀座・新橋街頭指導　藤原委員、第1指導班2名
10月９日　銀座・新橋街頭指導　水野委員長、第9指導班2名
10月15日　銀座・新橋街頭指導　浅生委員、第10指導班2名
10月21日　銀座・新橋街頭指導　石川委員、第2指導班2名
10月24日　銀座地区街頭指導　藤原委員、第3指導班2名
11月７日　銀座・新橋街頭指導　弘兼委員、第4指導班2名
11月12日　銀座・新橋街頭指導　郷間副委員長、第8指導班2名
11月18日　銀座地区街頭指導　石川委員、第5指導班2名
11月20日　銀座・新橋街頭指導　三浦委員、第7指導班2名
11月25日　銀座・新橋街頭指導　黒木委員、第6指導班2名
12月２日　銀座・新橋街頭指導　藤原委員、第9指導班2名
12月３日　令和6年年末特別街頭視察　水野・郷間両副会長、大森専務
12月10日　銀座地区街頭指導　浅生委員、第1指導班2名
12月12日　銀座・新橋街頭指導　水野委員長、第10指導班2名
１月８日　銀座・新橋街頭指導　三浦委員、第2指導班2名
１月16日　銀座地区街頭指導　藤原委員、黒木委員、第4指導班1名
１月21日　銀座・新橋街頭指導　石川委員、第3指導班2名
１月27日　銀座・新橋街頭指導　浅生委員、第5指導班2名
２月６日　銀座・新橋街頭指導　藤原委員、第6指導班2名
２月12日　銀座地区街頭指導　三浦委員、第9指導班2名
２月17日　銀座・新橋街頭指導　浅生委員、第8指導班2名
２月26日　銀座・新橋街頭指導　藤原委員、第7指導班2名
３月５日　銀座・新橋街頭指導　藤原委員、第2指導班2名
３月11日　銀座・新橋街頭指導　黒木委員、第3指導班2名
３月13日　銀座地区街頭指導　弘兼委員、第10指導班2名
３月17日　銀座・新橋街頭指導　石川委員、第1指導班2名
３月26日　銀座・新橋街頭指導　浅生委員、第4指導班2名
４月２日　銀座・新橋街頭指導　三浦委員、第8指導班2名
４月７日　銀座・新橋街頭指導　弘兼委員、第6指導班2名
４月10日　銀座地区街頭指導　黒木委員、第7指導班2名
４月15日　銀座・新橋街頭指導　郷間副委員長、第9指導班2名

４月24日　銀座・新橋街頭指導　水野委員長、第5指導班2名

(6) 乗り場問題・交通対策関係会議

６月21日　中野駅地区整備に係る交通対策協議会　中野区役所　橋本副会長、事業部次長
７月10日　第8回中野区交通政策推進協議会　中野区産業振興センター　橋本副会長、事業部次長
７月26日　銀座ショットガン運営協議会　東ﾀｸ協　大森専務
10月17日　第2期 第1回中野区交通政策推進協議会　中野区産業振興センター
橋本副会長、事業部次長
12月11日　中野駅地区整備に係る交通対策協議会　中野区役所　橋本副会長、事業部次長
１月22日　第2期 第2回中野区交通政策推進協議会　中野区役所　橋本副会長、事業部次長
１月31日　銀座ショットガン運営協議会監査　ﾀｸｾﾝ　管理部部長、事業部次長
２月14日　高輪ゲートウェイ駅交通広場に関する事前説明会　東ﾀｸ協　事業部次長
３月３日　銀座ショットガン運営協議会　東ﾀｸ協　冨本副会長、大森専務、事業部次長

４．事業者のために行う経営改善の指導及び事業用資材対策

(1) 経営資材委員会

第31回　７月22日　「櫻井会長、冨田・鹿野・笠井・上原・小糸・三ノ輪各委員、
郷間担当副会長、大森専務」
第32回　８月22日　「上原委員長、冨田副委員長、鹿野・笠井・小糸・三ノ輪各委員、
郷間担当副会長、大森専務」
第33回　９月24日　「上原委員長、冨田副委員長、鹿野・笠井・小糸・三ノ輪各委員、
郷間担当副会長、大森専務」

(2) 令和６年度版個人タクシー経営白書　10月発行
～利用者ニーズに応えるべく意識の向上～

Ⅳ．監督官庁が行う行政事務の協力および事業者が行う関係官庁への事務代行

(1) 譲渡譲受認可申請及び事前試験申込件数　令和６年５月～令和７年４月

申請前合格	254件
申請後試験	35件
事前試験申込	465件

(2) 期限更新申請件数

12月1日更新者	2,108件
６月1日更新者	1,223件

(3) ３月25日　多摩地区登録諮問委員会　京王ﾌﾟﾗｻﾞﾎﾃﾙ八王子　橋本副会長

(4) 表彰関係

令和６年東京運輸支局長表彰式	９月24日	品川区立荏原平塚総合区民会館	１８名受賞
(公財)東京ﾀｸｼｰｾﾝﾀｰ優良事業者団体表彰式	９月26日	ﾎﾃﾙｲｰｽﾄ21東京	５５団体受賞
令和６年関東運輸局長表彰	10月17日	神奈川県立青少年ｾﾝﾀｰ	１１名受賞
令和６年国土交通大臣表彰	10月23日	国土交通省	２名受賞
令和６年交通栄誉章「緑十字銅章」	11月22日		１１名受賞
(公財)東京ﾀｸｼｰｾﾝﾀｰ優良運転者表彰式	12月５日	ﾎﾃﾙｲｰｽﾄ21東京	３４４名受賞
(一社)東京都個人タクシー協会会長表彰式	１月23日	日個連会館	４０名受賞

Ⅴ．(公財)東京タクシーセンター関係

(1)(公財)東京タクシーセンター評議員会

３月14日　臨時評議員会　ｱﾙｶﾃﾞｨｱ市ヶ谷　櫻井会長

(2)　〃　理事会

６月６日　ｱﾙｶﾃﾞｨｱ市ヶ谷　冨本副会長

３月３日　ｸﾞﾗﾝﾄﾞﾋﾙ市ヶ谷　冨本副会長

(3)　〃　登録諮問委員会

６月14日　ﾀｸｾﾝ　丸山・橋本両副会長

８月５日　ﾀｸｾﾝ　橋本副会長

10月24日　ﾀｸｾﾝ　三嶋副会長

２月６日　ﾀｸｾﾝ　三嶋・橋本両副会長

３月12日　ﾀｸｾﾝ　三嶋・橋本両副会長

(4)　〃　適正化事業諮問委員会

６月13日　ﾀｸｾﾝ　水野副会長

３月７日　ﾀｸｾﾝ　水野副会長

(5)　〃　街頭指導会議

６月24日　ﾀｸｾﾝ　水野・橋本・三嶋各副会長、大森専務

10月21日　ﾀｸｾﾝ　三嶋・郷間両副会長、大森専務

２月26日　ﾀｸｾﾝ　水野・三嶋・郷間各副会長、大森専務

(6)　〃　タクシー評価委員会

８月26日　小委員会　ﾀｸｾﾝ　三嶋副会長

10月11日　小委員会　ﾀｸｾﾝ　三嶋副会長

12月16日　小委員会　ﾀｸｾﾝ　三嶋副会長

２月25日　第２回評価委員会　ｱﾙｶﾃﾞｨｱ市ヶ谷　三嶋副会長

(7)　〃　英語おもてなしコンテスト

11月14日　T-CATﾎｰﾙ　郷間副会長

Ⅵ. その他の会議等

５月23日　(一社)東京ハイヤー・タクシー協会通常総会　ﾎﾃﾙﾆｭｰｵｰﾀﾆ
　　櫻井会長、冨本・水野・丸山・橋本・三嶋各副会長、大森専務
５月23日　テロ対策東京パートナーシップ推進会議　ﾎﾃﾙｸﾞﾗﾝﾄﾞｱｰｸ半蔵門　管理部部長
９月25日　羽田空港における白タク行為防止に係る対策会議　東京運輸支局　大森専務
10月１日　羽田空港における白タク行為防止に係る啓蒙活動　羽田空港　大森専務
10月28日　第40回全都個人タクシー野球大会開会式　江戸川区球場　櫻井会長
12月１日　全都個人タクシー野球連盟40周年記念祝賀会　上野精養軒　櫻井会長
１月10日　(一社)東京ハイヤー・タクシー協会新年賀詞交歓会　ﾎﾃﾙﾆｭｰｵｰﾀﾆ
　　櫻井会長、冨本・水野・三嶋・橋本・郷間各副会長、大森専務